平成２５年（フ）第７８号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野683番地
債務者　林　　尊行
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲松　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野683番地
債務者　林　多見子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲松　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
北海道旭川市２条西４丁目１番19号
債務者　大谷　慶廣
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６６号
三重県四日市市大字塩浜2804番地
債務者　石田　定文
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉岡　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
高知県須崎市原町２丁目８番９号
債務者　明神　　寛
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第６１７号
熊本県宇城市小川町北新田５番地　おおもり病院、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町豊福1673番地
債務者　松永　一喜
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６１号
奈良市法華寺町281番地の９
債務者　清須　保之
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　啓靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２８０号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手727番地の29
債務者　新田　貞雄
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５２号
和歌山県田辺市龍神村宮代541番地、住民票上の住所和歌山県田辺市龍神村宮代1079番地
債務者　上田　　健
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第５４号
和歌山県東牟婁郡串本町田原3704番地78
債務者　今川喜久雄
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３５０４号
大阪市淀川区新北野３丁目13―18　メゾンドサンセール611号室、住民票上の住所富山県氷見市伊勢大町２丁目８番16号
債務者　東海　佳太
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１８号
大阪市城東区関目３丁目８番31―503号
債務者　中川　耕治
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７８号
大阪市生野区巽北３丁目14番29―902号
債務者　国田弘雄こと　鄭　　奉寅
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番19号　泉荘614号
債務者　下野　義郎
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３５号
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目11番17号
債務者　宮西　明美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９１３号
大阪市東住吉区北田辺４丁目19番15号
債務者　中島　鉄也
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３３号
大阪市平野区瓜破西１丁目14番３―517号
債務者　小西　邦彦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５００３号
大阪府東大阪市昭和町10番７号　コーポ初音203号
債務者　飯田　勝一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部